

## 資料2

### 米軍TPY-2レーダー(Xバンド・レーダー)の配備計画に関する質問と回答

本冊子は、京丹後市から防衛省近畿中部防衛局に対して行った2回にわたる質問と、それに対する同防衛局からの回答を、項目ごと、時系列ごとに整理するとともに、併せて追加要望項目を含めてとりまとめたものである。

なお、5月16日付けの再質問に対する回答については、5月28日と6月7日(詳細版)に受け取っているが、本冊子では詳細版を掲載している。

(表現は原文どおりである)

京丹後市作成

米軍TPY-2レーダー(Xバンド・レーダー)の  
配備計画に関する質問と回答 目次

【4月9日質問、4月24日回答】

問1 (電波自体の) 健康への影響について ······ P2~P7

【5月16日再質問、6月7日回答(詳細版)】

問1 (電波自体の) 健康への影響について ······ P8~P12

【4月9日質問、4月24日回答】

問2 電波の日常生活への影響について ······ P13~P16

【5月16日再質問、6月7日回答(詳細版)】

問2 電波の日常生活への影響について ······ P17

【4月9日質問、4月24日回答】

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について ······ P18~P25

【5月16日再質問、6月7日回答(詳細版)】

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について ······ P26~P27

【4月9日質問、4月24日回答】

問4 米軍人・軍属の居住について ······ P28~P34

【5月16日再質問、6月7日回答(詳細版)】

問4 米軍人・軍属の居住について ······ P35~P37

【4月9日質問、4月24日回答】

問5 レーダーの対撃安全性等について ······ P38~P40

【要望に対する回答(7月29日)】

1. 国道178号線沿いへの植栽について ······ P41

2. レーダー配備前後での、電波による影響を検証するための測定調査について ······ P42

【4月9日質問、4月24日回答】

問1 (電波自体の) 健康への影響について「人体への健康被害はない」というご説明ですが、

① 万一、人が直接照射された場合には、どの程度の時間、距離でどのような影響が発生するのか。施設・設備側に起因して直接照射される事故（例えば何らかの事故で照射角度が海面側に移行した場合など。その場合、操業漁船員等の人体はじめ動植物、自然環境を含め影響を想定）が万一発生するリスクに対する予防策又は発生した場合の対処策はどうか。

電波による刺激効果、細胞レベルで作用する非熱効果など、熱影響以外には影響は考えられないのか。また、台風等苛烈な自然状況等により施設・設備固定面ひいては照射角度に揺れやズレ等が生じるリスクに対する予防策等はあるのか。

- T P Y-2 レーダーが使用する「Xバンド」と呼ばれる周波数帯域は、自動車の速度測定や、気象レーダー、船舶・航空機搭載のレーダーでも使用される周波数帯域であり、T P Y-2 レーダーが発する電波により、細胞の遺伝子を損傷する等の被害は生じません。
- また、一般に、人体が非常に強い電波にさらされると「刺激作用」や「熱作用」が起こりますが、これらの作用は約 100kHz を境として、それ以下の周波数においては刺激作用が、それ以上の周波数においては熱作用がそれぞれ支配的となることから、T P Y-2 レーダーが使用する 8 GHz ~ 12 GHz の電波では熱作用が支配的と考えられます。
- このため、T P Y-2 レーダーの電波による熱作用の影響が生じないよう、レーダー前面に一定の立入禁止区域を設定する場合があります。
- 経ヶ岬の場合、レーダーを日本海に面した崖上に設置し、そこから電波を海上上空に向けて照射するため、レーダー前面の崖上に一定の立入禁止区域を設定することを考えております。
- 立入禁止区域内で、人がT P Y-2 レーダーの電波を直接照射された場合に、どの程度の距離及び時間で人の健康に影響を与える熱作用が出るかは、電波の出力や照射パターンに依存するので一概には回答できませんが、いずれにしても、立入禁止区域の外側においては、人の健康に影響を及ぼすよう

なことは想定されません。

- 立入禁止区域の細部については、現在関係機関で検討中であり、何らかの結論が得られた場合には、速やかに地元の皆様にお知らせいたします。
- なお、熱作用以外の影響に関しては、「刺激作用」や「熱作用」が起きないような弱い電波にさらされることによる人の健康への悪影響について、現在実験で再現されたものではなく、世界保健機関（WHO）も、今日まで、人の健康に影響を与えないような弱いレベルの電波にさらされることによる健康への悪影響について、研究による一貫性のある証拠は示唆されていないという見解を公表しています。
- また、レーダーは崖上突端よりも一定距離陸側に入った所に設置されることが見込まれることから、レーダー照射面がずれて海面側に向くような事態が生じることは通常考えられませんが、このような事態への対応については、TPY-2 レーダーの運用に習熟した軍人や民間企業の技術者が配置される等、電波照射角度が容易に変動することがないよう、米側において適切な運用がされるものと承知しています。また、台風等苛烈な自然状況によりレーダー照射面がずれるリスクに対しては、地面への固縛措置等を実施し、万一、照射面がずれた場合には、レーダー照射は停止されるものと承知しています。

【4月9日質問、4月24日回答】

問1 (電波自体の) 健康への影響について「人体への健康被害はない」というご説明ですが、

② レーダーの出力の程度が不明であることに起因する漠然的不安もある。例えば既往の国内レーダーに比べてその程度はどの程度で、なぜその程度では健康影響はないといえるのか。(仮に機密等のゆえに詳答できないとされる場合にあっても、この漠然的不安の根幹は“高速で移動する小物体を何百キロも離れた地点から詳細に捉えるのだから(周辺環境に影響が出かねないほど)極めて高い出力で照射しているのではないか”等の率直な疑問があるので、例えば既往の民生用等の電波の到達距離と出力の関係、その健康影響との関係はじめ推測可能な関連事例を可能な限り援用して、演繹して実態を理解できるように回答を願う。)

- T P Y - 2 レーダーは、航空自衛隊のF P S - 3 改レーダーに比べて高出力ではありますが、「Xバンド」と呼ばれる周波数帯域の電波については、高出力であったとしても、F P S - 3 改レーダーの電波と同様、細胞の遺伝子を損傷する等の被害を生じることはありません。
- 他方で、「Xバンド」の周波数帯域の電波は、熱を発生する特性があるため、高出力の電波による熱で人体への影響が生じないよう、経ヶ岬の場合は、レーダー前面の崖上に一定の立入禁止区域を設定することも考えており、その区域外では、F P S - 3 改レーダーの電波と同様に、健康被害は生じないものと考えています。
- なお、一般論として、レーダーの探知性能は、小さい出力でレーダー電波を効率的に送信するための技術や、得られた電波信号を高性能に処理する技術など、出力そのものだけでなく、電子的なコンピュータ処理技術の性能にも左右されるものです。

【4月9日質問、4月24日回答】

問1 (電波自身の) 健康への影響について「人体への健康被害はない」というご説明ですが、

③ いくら高出力でも電波の影響は照射前方方向(照射面)のみであつて、照射面左右及び後方方向など照射周辺への影響は全くないのか。風とか気候状況(気圧等)によって何か熱又は上記①に掲記のような熱以外の電波影響が及ぶことはないのか。

- 電波の照射方向以外の方向では、電波が非常に弱くなるので、安全に万全を期すために設定される可能性がある立入禁止区域の外側においては、人の健康に影響が及ぶことがないと考えられます。
- 一般論として申し上げれば、レーダーの電波の伝搬は、風等の物理的影響を受けるものではないものの、気温・湿度・気圧といった大気の状態によつては、レーダーの電波照射方向が屈折する等の影響を受けることがあります。ただし、このような大気の状態が電波伝搬へ及ぼす影響については、通常、伝搬距離が長くなるほど影響が大きくなるものであり、立入禁止区域が設定されるようなレーダー直近については、大気の状態による影響は無視できるほど小さいものと考えられます。
- いずれにせよ、立入禁止区域の細部については、現在関係機関で検討中であり、何らかの結論が得られた場合には、速やかに地元の皆様にお知らせいたします。

【4月9日質問、4月24日回答】

問1 (電波自体の) 健康への影響について「人体への健康被害はない」というご説明ですが、

④ 将来万一何らかの影響がでるようなことはないのか。国内外の既往の地域の例と考え方等を含めて。仮に将来とも影響がないとしても、そのことを担保・検証するための現実的な措置はあるのか。

- 将来の影響については、①にも記載しておりますように、弱い電波にさらされることによる人の健康への悪影響については、現在実験で再現されたものではなく、世界保健機関（WHO）も、今まで、人の健康に影響を与えないような弱いレベルの電波にさらされることによる健康への悪影響について、研究による一貫性のある証拠は示唆されていないという見解を公表しています。
- 他方で、「Xバンド」の周波数帯域の電波は、熱を発生する特性があるため、経ヶ岬の場合は、レーダー前面の崖上に一定の立入禁止区域を設定することも考えておりますが、その区域外では健康被害は生じないものと考えています。

【4月9日質問、4月24日回答】

問1 (電波自体の) 健康への影響について「人体への健康被害はない」というご説明ですが、

⑤ 人体以外の農産物や自然環境への影響についての評価も基本的には同上(①~④的回答)と考えてよいか。違う点があれば御教示ください。

- 例えば、東京タワー等の放送塔の周辺で食物が汚染されたことがないよう  
に、電波は、放射性物質や薬剤等と異なり、大気や農畜産、漁業産物等への  
環境汚染を引き起こすものではありません。
- 車力通信所においても、TPY-2レーダーの設置場所近辺に農地や漁港  
が存在しますが、これまで、環境汚染はもとより、その旨の風評被害も発生  
していないものと承知しております。
- その上で、防衛省としては、風評被害の防止に万全を期すべく、防衛省の  
広報手段を活用し、TPY-2レーダーが農畜産・漁業産物を汚染するもの  
ではないことを広く知らしめるとともに、地域住民の様々な不安に応えるた  
め、現地に近畿中部防衛局による連絡・相談窓口を設置し、真摯に対応して  
まいりたいと考えています。

【5月16日再質問、6月7日回答（詳細版）】

問1 （電波自体の）健康への影響について

① 「TPY-2レーダーが使用する8GHz～12GHzの電波では熱作用が支配的」とのことだが、どのくらいの時間の照射でどの程度の熱が発生するのか。いささかも不明な中では照射事故等が万一発生した場合を想定すると不安が残る。また、直接照射されなくてもその周囲に熱が発生又は伝搬があるのか。仮にあるとされるなら具体的な熱の発生実態はどうか。

なお、人体以外の農産物や自然環境への影響について「環境汚染を引き起こすものではありません」とのことだが、飛行する鳥類への影響も同様であるのか。

② 「弱いレベルの電波にさらされることによる健康への悪影響について、研究による一貫性のある証拠は示唆されていない」とのことだが、そもそもレーダーの電波は“弱いレベル”なのか。

というのも、「熱作用」が起きないような弱い電波にさらされることによる人の健康への悪影響についてとして“熱作用”が起きないような弱い電波”に相当する趣旨で一方で説明されているが、他方で、本レーダーの熱作用については「一概には回答できない」と説明されており、一概には回答できないと説明される程度には熱作用が発生すると想定されるのだから、レーダー電波は“熱作用が起きないような弱い電波”では必ずしもないと受け止められる。全体として整合性のある説明を求める。

○ 電波の熱作用は、全身平均SAR（比吸収率：人間や動物が電波に当たることによって、単位質量の組織に単位時間に吸収されるエネルギー量）で体重1kgあたり約4Wを長時間浴びた場合、体温が約1°C上昇し、これにより人体等にストレスが発生するなどの影響が現れる可能性があると考えられています。

なお、電波による熱作用は、電波が生物にあたると一部が体内に吸収されそのエネルギーが熱となることで発生するものです。したがって、生物に直接照射されなければ、熱は発生しません。

○ 電波を使用する際に、人体に影響を与えるおそれがあると考えられる場合には、立入禁止区域を設定するなどの安全措置を講じることとなっていますが、立入禁止区域は、この全身平均SARの考え方を基に、熱作用により人体に有害な影響を及ぼさないよう更に一定の安全率を考慮して設定されています。

ます。

- T P Y - 2 レーダーの電波をどのくらいの時間照射すると人体にどの程度の影響を与えるかの実測データはありませんが、こうした安全措置により、立入禁止区域外にいる人に熱作用による人体への有害な影響が生じることはありません。
- 具体的には、立入禁止区域外においては、携帯電話の電波が熱作用により人体に有害な影響を及ぼさないのと同様に、そのような有害な影響が生じないとされている程度まで減衰するとともに、このような弱い電波に日常的にさらされることによる人の健康への悪影響について、現在実験で再現されたものではなく、世界保健機関（WHO）も、今まで、人の健康に影響を与えないような弱いレベルの電波に日常的にさらされることによる健康への悪影響について、研究による一貫性のある証拠は示唆されていないという見解を公表しています。
- また、万が一誤って立入禁止区域内に立入ってしまったとしても、必ずしも瞬時に体温上昇等が発生するものではありませんので、その間に立入禁止区域外へと待避することは可能です。
- さらに、鳥類への影響については、熱による影響が生じるような高出力の電波が照射されている区域は限定的であり、海鳥等が、そこを継続的に飛び続けるとは考えにくいため、影響は考えられません。

【5月16日再質問、6月7日回答（詳細版）】

問1 （電波自体の）健康への影響について

③ レーダー照射面がずれて地面に向くことが事故時等に時間の長短は別にしても想定されるが、その場合、不規則な反射等により影響を及ぼすことはないのか。または、地表面を貫通するのであれば、その場合の環境等への影響はないのか。ある場合にはその影響防止策はどうか。

- 一般論として申し上げれば、電波を地面に向けて照射すると、電波の一部は地面によって反射され、一部は吸収されます。
- したがって、地面によって電波が反射しても、その電波の強さは直接照射した場合のそれよりも弱まっていることに加え、電波は距離に応じて減衰するため、周辺集落の住民の方に健康被害を及ぼすといった影響は考えられません。
- また、電波は放射能物質や薬剤等と異なり、環境汚染を引き起こすものではないため、地面に吸収された場合でも、土壤が汚染されることはありません。
- いずれにせよ、TPY-2レーダーの運用にあたっては、米国のオペレーターが24時間監視しており、地震等の自然災害が発生し、レーダー照射面がずれる恐れがある場合は、米国のオペレーターによって、レーダーの電波照射はただちに停止することによって、そのような事故が防止されるものと考えております。

【5月16日再質問、6月7日回答（詳細版）】

問1 (電波自身の) 健康への影響について

- ④ レーダーの出力の程度が不明であることに起因する漠然的不安に関して、レーダーの探知性能は出力だけでなくその他の送信技術・情報処理技術の性能によるとしか実質的に説明されていない。

前回の質問では「既往の民生用等の電波の到達距離と出力の関係、その健康影響との関係はじめ推測可能な関連事例を可能な限り援用して、演繹して実態を理解できるよう」にも説明を求めたものであるが、本レーダーは「自動車の速度測定や、気象レーダー」等での使用される周波数帯域と説明されているのだから、例えばこれらのレーダーの例を援用し、少しでも実態の理解につながるよう可能な限りのご説明を改めて願う。

- T P Y-2 レーダーと同じXバンド帯の電波を使用するレーダーには、例えば、「精測進入レーダー」や「気象用Xバンドレーダー」等があります。
- 「精測進入レーダー」は、航空機の着陸誘導のために広く民間空港でも使用され、概ね 20 km 先の航空機の誘導ができ、「気象用Xバンドレーダー」については、概ね 50 km 程度の範囲の気象状況を観測できます。
- しかし、レーダーの探知性能は、出力そのものだけでなく、小さい出力でレーダー電波を効率的に送信するための技術や得られた電波信号を高性能に処理する技術など、電子的なコンピュータ処理技術の性能にも左右されますので、レーダーの探知性能と出力は必ずしも相関関係はありません。
- T P Y-2 レーダーに関しては、電波はレーダー照射面から離れると減衰することに加え、熱作用により人体に有害な影響を及ぼさないよう一定の安全率を考慮して立入禁止区域が設定されることから、立入禁止区域外では人体に健康被害を及ぼす熱作用は生じないと考えています。

【5月16日再質問、6月7日回答（詳細版）】

問1 （電波自体の）健康への影響について

⑤ 大気の状態が電波伝搬に及ぼす影響について「立入禁止区域が設定されるようなレーダー直近については、大気の状態による影響は無視できるほど小さい」とのことだが、であれば、“立入禁止区域に当たらないような一定遠方の地域”については大気の状態による影響は無視できないのか。屈折等の影響を受ける場合について、大気の状況がどのようなときで、どのような方向、どの程度の距離の地域に、どのような影響（熱等？）があるのか。その場合の対処策はどうか。

- 一般論として申し上げれば、レーダーの電波の伝搬は気温・湿度・気圧といった大気の状態によっては、レーダーの電波照射方向が屈折する等の影響を受けることがあります、このような大気の状態が電波伝搬へ及ぼす影響については、通常、伝搬距離が長くなるほど影響が大きくなります。
- したがって、レーダーの直近においては、大気の影響による電波の屈折はほとんど無視できるようなごく小さいものであり、海側上方に向かってレーダーが照射される経ヶ岬の場合において、周辺集落の住民の方に向かっての健康被害を及ぼす電波の屈折は想定されません。
- 海側上方に向かって照射されたレーダーが、大気の影響により海面に向かうような大幅に屈折をする等の現象は、レーダーの直近においては考え難いところですが、発生する場合は、それは、相当程度遠方の区域においてであり、この場合には、レーダーの電波は距離に応じて減衰するため、熱作用が生じない程度に電波が弱まっており、いずれにしても人体に健康被害を及ぼすことではないと考えています。

【4月9日質問、4月24日回答】

問2 電波の日常生活への影響について

① 「騒音」について、当地域は車力通信所の場合とは異なりレーダー配備予定地点から数百メートルの距離に民家が多数立地しているため、特に夜間時の静寂時に騒音がどうなるのか懸念があるが、防音壁など騒音対策はどうか。生活に支障を与える騒音が万一にも発生することはないのか。万一発生した場合の対応策はどうか。

また、高出力に伴う地面の「振動」又はその影響はあるのか。あるのであればその対処策はどうか。

- 米側によると、TPY-2 レーダーの電源は、その隣に立った場合、最大約90dBの音を発すると聞いておりますが、電源の周囲に防音壁を設置することにより、約65~70dB程度まで音の大きさが減少すると聞いています。
- また、発電機の音による影響をより抑えるために、防音壁の設置方法を工夫するなど、米側には更なる検討を要請しているところです。
- なお、レーダーの運用に伴う、生活に支障を来すような地面の振動はありません。

【4月9日質問、4月24日回答】

問2 電波の日常生活への影響について

② レーダー配備予定地周辺に設定される飛行禁止区域が、周辺地域のヘリコプター離着陸場所の使用も含めたドクターヘリの運航に影響や支障を及ぼすことはないのか（別添の周辺離着陸場所図参照）

- T P Y - 2 レーダーの電波については、航空機に関して言えば、航空計器類を誤作動させる可能性がゼロとは言えないため、航空機の安全運航に万全を期するということから、飛行制限区域を設定することを考えております。
- 詳細については、今後、国交省と協議することとなります、車力に配備されているXバンドレーダーと同型式であることから、飛行制限区域についても車力の場合と同様、日本海側に向かって半径 6 KM の半円柱形の飛行制限区域が設けられるものと考えています。
- 飛行制限区域の範囲はほぼ海上に設定される予定であることや、ドクターヘリのランデブーポイントとして使用されている経ヶ岬分屯基地ヘリポート地区は、基地から見て内陸側に位置することから、海側に設定される飛行制限区域による影響は基本的にはないものと考えています。また、ドクターヘリの運用も含め、急患の輸送及び海難救助等の事態が発生した場合の備えとして、レーダーの停波も含めた柔軟なヘリの運航を可能とする措置についての調整要領を米側及び関係機関と確立することを考えています。

【4月9日質問、4月24日回答】

問2 電波の日常生活への影響について

③ 海上における水難救助・捜索活動への制限や水難救助隊員への影響はあるのか。また、京都府警や海上保安庁のヘリコプターを要請することがあるが、影響は出ないのか。車力通信所においても関連の事例が発生した場合があると聞くが、問題はなかったのか。

- ドクターヘリの運用も含め、急患の輸送及び海難救助等の事態が発生した場合の備えとして、レーダーの緊急時の停波も含めた柔軟なヘリの運航を可能とする措置についての調整要領を米側及び関係機関と確立することを考えています。
- 車力通信所におけるTPY-2レーダーの配備に伴い、つがる市沖に飛行制限区域が設けられていますが、当該区域においても、捜索又は救助のための飛行については認められております。
- 例えば、2006年7月30日に起こった海難事例に際しても、一部報道と異なり、実際には捜索救助のために飛行制限区域内を航空機が捜索を行った時間帯は、米側によってレーダー電波を停波する等の適切な対応がなされ、捜索への影響はなかったものと承知しています。

【4月9日質問、4月24日回答】

問2 電波の日常生活への影響について

④ テレビやラジオ、携帯電話等への影響はないということだが、その確認と万一発生した場合の対処措置はあるのか。

- T P Y-2 レーダーの電波については、電波干渉防止に万全を期すため、周辺の電波の使用状況を確認した上で使用することとしており、地上波テレビ、ラジオ、携帯電話等に影響を与えることはありません。
- なお、本レーダーが使用する電波は、地上波テレビやラジオ、携帯電話や無線 LAN とは大きく異なる周波数帯を使用していることから、こうした機器類への影響は想定されにくいと考えています。
- ただし、本レーダーが使用する電波の周波数帯に近い衛星放送については、現時点において、万が一の可能性として何らかの影響を受けることも考えられるところであります。T P Y-2 レーダーを原因とした受信障害等が発生した場合には、電波障害の発生状況に応じ個別具体的に対処措置を講ずることにより、障害の解消を図ることとしています。
- なお、T P Y-2 レーダーが配備されている青森県つがる市においては、衛星放送を含め、T P Y-2 レーダーに由来する電波障害は発生していないと承知しています。

【5月16日再質問、6月7日回答（詳細版）】

問2 電波の日常生活への影響について

「騒音」について「約65～70dB程度まで音の大きさが減少」とし「米側には更なる検討を要請している」とのことだが、特に民家地域における夜間時等の静寂・安穏の確保は大前提である。防音壁の万全化は当然重要だが、加えて、音源での音の大きさと距離との関係も含めて説明を求める。

車力通信所への視察では、入り口ゲート付近では音の大きさが一定程度減らされて到達していたが、これを例に、音源となる発電機、冷却装置からの距離と昼夜に応じた音量の測定の結果も併せ踏まえて説明を求める。

- 米国からは、TPY-2レーダーの電源に防音壁を設置することにより、電源から約30m離れた米軍施設の境界付近においては、約65～70dB程度まで音が減少すると聞いていることから、更に距離が離れている集落付近では、音は65dBよりもさらに減衰するものと考えられます。
- 音の距離による減衰は、音源の種類や地形など様々な条件によっても異なるため、一概には言えませんが、一般的には、音源から200～300m離れた地点で30dB程度の減衰が得られるものとされています。

(参考) 騒音の目安例

約60dB 郵便局の窓口周辺、博物館の館内

約50dB 書店の店内

約40dB 山村の田畠、山間の戸建住宅地（昼間）

約30dB 山間の戸建住宅地（夜間）

出典：全国環境研協議会 騒音小委員会

- いずれにせよ、防音壁の設置方法を工夫するなど、米側には更なる検討を講じるよう、要請しているところです。
- なお、例えば車力通信所では、発電機から防音壁を経て220メートル離れた入り口ゲート付近では音の大きさは36dB程度です。

【4月9日質問、4月24日回答】

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について

① 地域の農業、漁業への風評被害は車力通信所周辺においても発生していないということだが、万全の予防策又は万一発生した場合の対処はどうか。

- 例えば、東京タワー等の放送塔の周辺で食物が汚染されたことがないよう、電波は、放射性物質や薬剤等と異なり、大気や農畜産、漁業産物等への環境汚染を引き起こすものではありません。
- 車力通信所においても、TPY-2レーダーの設置場所近辺に農地や漁港が存在しますが、これまで、環境汚染はもとより、その旨の風評被害も発生していないものと承知しております。
- その上で、防衛省としては、風評被害の防止に万全を期すべく、防衛省の広報手段を活用し、TPY-2レーダーが農畜産・漁業産物を汚染するものではないことを広く知らしめるとともに、地域住民の様々な不安に応えるため、現地に近畿中部防衛局による連絡・相談窓口を設置し、真摯に対応してまいりたいと考えています。

【4月9日質問、4月24日回答】

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について

② 本地域は自然豊かで風光明媚な観光地である。景観や自然環境への特段の影響を来さないための配慮や対処策はどうか。

- T P Y-2 レーダーの配置に当たっては、米側に対し景観に十分配慮するよう申し入れるとともに、防衛省において整備する施設については、外観を工夫する等の取組みを行うことにより、経ヶ岬周辺の観光資源に影響が出ないよう、景観等への配慮に最大限努めることとしています。
- 具体的に実施する対策については、現在米側で検討中の境界柵の色、形状等を踏まえ、何らかの結論が得られた場合には、速やかに地元の皆様にお知らせいたします。

【4月9日質問、4月24日回答】

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について

③ 拡張用地は買収予定なのか、借上げ予定なのか。また、本地域としての現実的な検証進行のためにも具体的な予定地を早急に示されたい。

- 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地にTPY-2レーダーを配備するのに伴い、TPY-2レーダーの運用に必要な機材の展開や米側の管理施設等が必要となるとともに、既存の航空自衛隊の基地機能を確保するため、既存の航空自衛隊の施設を移設する必要もあること等から、経ヶ岬分屯基地周辺の数ヘクタールの用地を買収又は賃貸借により取得する必要があると考えております。なお、買収又は賃貸借のいずれによって取得するかについては、地権者の皆様とも十分調整の上判断したいと考えています。
- 防衛省としては、用地取得に対する自治体や地権者のご理解を得られるよう、最大限努めてまいりたいと考えています。
- なお、現在計画している予定地の範囲は別紙のとおりです。

【4月9日質問、4月24日回答】

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について

④ 農用地が転用されると現実の農業や隣接産業である漁業への直接・間接の影響はじめ各種地域生業・産業への影響は必至であるが、どのように補償されるのか。関連して、現在改修中の尾和用水路（農業用）の改修及びその負担構成に大きな影響を与えかねないが、地域農業が安心して持続可能であり続ける環境確保の万全な対策は大前提。

- 防衛省としては、TPY-2 レーダー施設の設置により、農業や漁業への影響が生じないよう必要な措置を講じることとしていますが、万が一、当該施設の設置運用に伴い障害等が生じた場合には、個別のケースに応じ、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（以下「周辺環境整備法」という。）等に基づき適切に対処してまいります。
- また、地域農業が安心して持続できる環境確保も重要な課題と認識しており、ご指摘の尾和用水路も含め、当該施設の設置が地域農業の阻害要因となるないよう、関係機関と適切に調整してまいります。

【4月9日質問、4月24日回答】

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について

⑤ 地域内の配備・設置施設に係る「水」（水道水及びそれ以外）の使用及び排水、し尿処理の規模及び処理方法はどのような予定なのか。居住施設の新設に伴う影響を含め、地域生活に欠かせない「水」に関し地域生活に不安や影響を来すこのない万全な対策は大前提。

- T P Y - 2 レーダーの配備に伴い、一日あたり約5万リットルの水の使用を見込んでいると承知していますが、今後、さらに米国から情報提供があり次第、地元に対し適宜情報提供を行ってまいります。
- 防衛施設の設置に当たっては、その周辺地域において水不足などの影響が出ないよう、最大限努めることとしており、米側による水の使用、排水、し尿処理方法の細部については、今後市と調整させていただきます。
- 仮に、設置後の運用により、周辺地域において水不足等の障害が生じた場合は、周辺環境整備法等に基づき、適切に対処してまいります。

【4月9日質問、4月24日回答】

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について

⑥ レーダー施設への補給等の後方支援は主にどの方面からなのか。各種交通量の増加等に伴う安全・安心確保のため重要不可欠である、大型車両でも安全通行が可能なヘアピンカーブ等の解消、道路拡幅、歩道整備など周辺道路整備への取組みはどうするのか。決してあってはならないが万々一の事件（想定外の事件）が発生しないための警備等の万全な対策はどうか。また、交通量の増加に日常的に円滑に対処し、又は決してあってはならない事件が万々一発生した場合の致命的なリスクを回避し安全・安心へのバックアップを万全に備えておくためにも、最低限、本地域と地域外・都市部との広域的な基幹交通網を早期に整備しておくことが重要不可欠であるが、どう対処するのか。

- 後方支援の根拠地については、現在、米国で検討中であります、今後、米国から情報提供があり次第、地元に対し適宜情報提供を行ってまいります。
- 道路整備等については、米軍や自衛隊車両の通行による一般車両とのすれ違いに対する支障、歩行者の通行の危険等の障害を防止する等のために、周辺環境整備法に基づき、地方公共団体が実施する道路改修等について助成措置を講じているところです。なお、国道の整備等については、基本的に国土交通省の所管となるため、防衛省のみで対応することは困難であり、具体的な要望を踏まえつつ、どのような対応が可能か関係機関と調整することとなります。
- いずれにせよ、今後、関係する地方公共団体等から具体的な御要望があれば、事業計画の内容及び障害の実態等を踏まえ、検討してまいります。

【4月9日質問、4月24日回答】

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について

(7) 基地施設内の危険物（発電用燃料等）の貯蔵・取扱いの対応はどうか。許認可等について国内法は適用されるのか、そうでない場合の安全の法制や対策はどうか。

- 一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されませんが、接受国の法令を尊重しなくてはならないことは、当該軍隊を派遣している国的一般国際法上の義務です。このことは、合衆国軍隊についても同様であり、このような考えに基づき、日米地位協定第十六条には合衆国軍隊の構成員及び軍属による我が国法令の尊重義務が定められています。
- また、我が国に駐留する合衆国軍隊においては、合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は公共の安全に妥当な考慮を払って行わなければならぬ旨定めている日米地位協定第三条3の規定に従った対応がとられております。
- 米側からは、経ヶ岬において、燃料や施設・区域の警備に用いる弾薬を取り扱うと聞いていますが、危険物を取り扱う場合には、我が国の国内法を尊重し、公共の安全に妥当な考慮が払われることとなるものと考えています。防衛省からも、周辺の住民の皆様の安全に十分配慮するよう申し入れています。
- なお、自衛隊の例について申し上げれば、非常用発電機用の燃料、基地警備に用いる弾薬、装備品の整備に用いる高圧ガス等を基地内に保管する場合には、それぞれ消防法、火薬取締法に基づいて、これら物品等を適切に取り扱っております。

【4月9日質問、4月24日回答】

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について

⑧ 将来、国内外の情勢等の大きな変化により仮にも基地を撤収される事情が生じた場合に、以後の土地利用等への影響や負担についてはどのように対処されるのか。

- 在日米軍の駐留を含めた、我が国の防衛態勢については、その時々の我が国周辺の安全保障環境等を総合的に勘案して決定されるものです。
- 日本国内への2基目のTPY-2レーダーの配備は、相次ぐ北朝鮮によるミサイル発射など、我が国周辺地域の安全保障環境の変化も踏まえたものであり、現時点においては、日本国内に2基のTPY-2レーダーを配備して、弾道ミサイルによる攻撃に対し、より万全を期すことが重要であると考えています。
- なお、一般的に、駐留軍用地(民公有地)が米軍から返還された場合、国において、賃貸借契約に基づき、建物等を除却するなどの原状回復を行った後、土地所有者へ引き渡すこととしています。

【5月16日再質問、6月7日回答（詳細版）】

問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について

① 「水」の問題は、地域での住民生活の維持自体に関わる重要な課題の一つである。「一日あたり約5万リットル」の使用は当地の水利用の現状からすると膨大な量であり、対策がないままでは大きなリスクを感じざるを得ないので、「影響の出ないよう、最大限“努める”」だけではとても受け止められない。地域生活の安寧・維持自体に直結する水の問題で、新施設での利用のゆえに水不足・排水汚染等万々一のことが発生しないよう、万々全の確実な取組みを求める。対応策はどうか。

- 防衛省としては、米側に対し、経ヶ岬周辺では水が貴重な資源であるため、地元において水不足などの影響が出ないよう水の使用量を減らすべく、要請しているところです。
- 米側による水の使用、排水、し尿処理方法の細部については、今後、市と調整させていただきます。

## 【5月16日再質問、6月7日回答（詳細版）】

### 問3 レーダー及び関連施設配置による各種地域生業・産業、日常社会活動への影響について

② 安全のための国道の整備等については「基本的に国土交通省の所管となるため、防衛省のみで対応することは困難であり、具体的な要望等を踏まえつつ、どのような対応が可能か関係機関と調整する」とのことだが、「国土交通省の所管」云々ではなく、国・政府全体として真正面に受け止めて対応を願う。

というのも、本課題は交通量の増加に対する日常の交通安全の確保に加え、仮にも決してあってはならない事件・事態が万々一発生した場合（※想定外なことも想定して対応をしておくことがリスク想定案件には不可欠。）における致命的なリスクを回避するための住民避難や施設保全等のバックアップに根幹的に直接関わる大変重要な課題であり、さらには、本施設設置が防衛省だけでなく政府全体の重要課題であると明らかに思料されることからも、内閣・政府全体として本課題について真剣真摯に対応を願う。

なお、農業、漁業等地域の生業・産業への影響について「障害等が生じた場合には、個別のケースに応じ周辺環境整備法等に基づき適切に対処」とのことだが、本市・本地域においては農業・漁業等生業と地域生活との関係は密接不可分なものであり、万一これらの生業に影響があった場合には例えば代替・補完的な生業を見出すこと一つとっても都市部の場合以上に一般に困難を伴い地域での生活維持の問題に直結する。そういう点からも、農業・漁業等の生業・産業に影響を来さないよう重厚・万全な対応策を願う。

- T P Y-2 レーダー施設の設置による日常の社会活動や各種地域生業・産業への地元からの懸念は十分に承知しており、影響を来たすことがないよう、国道の整備等については、地元の具体的な御要望に対し、政府一体となって真摯に対応するとともに、環境保全、風評被害防止等各種地域生業・産業に係る必要な対策についても、政府一体となって、当面必要とされる措置はもとより、本施設の設置による諸影響が及ぶ中で、中長期にわたり、万全な対応を講じてまいります。

【4月9日質問、4月24日回答】

問4 米軍人・軍属の居住について

① 民間企業の軍属関係者を含め最大160名程度配属されるとお聞きするが、どの段階で確定するのか。年単位程度で規模が変化するのか。また、家族同伴で居住されるケースはどの程度か。

- 配備される米軍関係者については最大160名程度と聞いておりますが、その人数や異動の規模等の詳細については、現時点において、米側で検討中であり、何らかの情報が得られた場合には、速やかに地元の皆様にお知らせいたします。
- 現時点では、配属される米軍関係者については、家族同伴で配属される可能性はほとんどないと聞いています。

【4月9日質問、4月24日回答】

問4 米軍人・軍属の居住について

② 居住場所はどこを予定しているのか。地域にご相談があるのか。

- 米軍関係者の居住場所については、今後実施される現地調査等の結果を踏まえ、決定されるものと承知しています。
- 現時点においては、米側としては米軍施設・区域内に居住施設を設けた上で米軍関係者が施設・区域内に居住する方向で検討していると承知しています。その前提で、施設・区域内の居住施設が完成するまでの間の居住方法としては、施設・区域外の宿泊施設の利用や一般の賃貸物件の契約等が考えられます。また、居住施設が完成した後については、米軍人については施設・区域内、民間の技術者については施設・区域外に居住することを検討していると聞いていますが、いずれにしても、施設・区域外における居住の具体的な内容については、地元の皆様ともご相談するとともに、ご要望があれば米側に伝えるなど適切に対応してまいります。

【4月9日質問、4月24日回答】

問4 米軍人・軍属の居住について

③ 子どもがおられる場合は学校・保育所への通学・送迎支援、加配職員等が必要な場合も想定されるが、特別な費用負担はあるのか。

- 配置される人員の具体的な家族構成等については、引き続き米側に確認していますが、現時点においては、軍人については、1年の単身赴任でのローテーション勤務であるため、家族が帯同する可能性はほとんどなく、また、民間企業の技術者については、仮に家族が帯同した場合であっても、教育・保育のための地元施設の利用は想定していないと聞いています。
- なお、車力においては、以前、市内の幼稚園に米軍人・軍属の子供が在籍していたことがあったほか、現在も市内の小学校に在籍している事例があるものの、その際には、それに伴う国からの特別な費用負担は行われていないものと承知しています。

【4月9日質問、4月24日回答】

問4 米軍人・軍属の居住について

④ 交通事故や事故等、治安の確保への懸念が現状、完全には払しょくされないが、どう万全に対応するのか。日米地位協定の適用により逮捕事案が万一にも疎かになったり、このため犯罪予防に影響が出たりすることはないのか。研修・教育等の実施やトラブル等連絡所又は交番等の設置等はどう考えているのか。

○ 防衛省としては、米軍関係者が常駐することについての治安面に関する住民の方々の不安を解消すべく、関係機関の協力も得ながら様々な取組みを行うことを検討しています。

○ 具体的には、

- ・ 米側に対し、米軍関係者の規律保持、事件・事故防止について平素から一人一人に対する徹底した教育を施すなど実のある措置を講ずるよう米軍に申し入れること
- ・ 国、米軍、関係自治体、関係機関、地域町内会代表等によって構成される事件・事故防止のための連絡会を設け、その中で、米軍や防衛省、関係機関等の取組みの状況等について情報交換を行うこと
- ・ 地域住民の様々な不安に応えるため、防衛省において、現地に近畿中部防衛局による連絡・相談窓口を継続的に設置し、TPY-2レーダー配備後も地元の皆様の相談に対応できる体制を維持すること
- ・ 地元警察にもご協力を頂きながら、日本における交通ルールの講習や、雪道における走行等地元の特性に即した自動車運転の講習等を実地講習も交えながら実施すること
- ・ 防衛省職員により、米軍施設・区域や米軍関係者の居住地域等の巡回パトロールを定期的に実施すること
- ・ 米軍関係者と地元住民がスポーツや文化を通じて交流する日米交流事業を開催すること

等の取組みを行うべく検討していきたいと考えています。また、交番・駐在所の設置等については、地元のご意見も踏まえながら、今後、京都府と相談し、連携を図っていきたいと考えております。

○ なお、米軍関係者が絡む事件が発生した場合、犯罪を犯した米軍人及び軍属については、日米地位協定第17条により、①もっぱら合衆国の財産や安全又は米軍関係者に対する犯罪（「もっぱら犯」）及び②公務中の犯罪を除い

たものについては、日本側が第一次裁判権を有し、日本の関係法令に基づいて適正に処罰されています。また、米軍人及び軍属の家族による犯罪については、全て日本側が第一次裁判権を有し、日本の関係法令に基づいて適正に処罰されています。いずれにせよ、日米地位協定により処罰が疎かになったり、犯罪を犯した米軍が訴追や裁判等から守られているといった事実はありません。

【4月9日質問、4月24日回答】

問4 米軍人・軍属の居住について

⑤ 新規住民、既存の地域住民に対応できる医療環境の一層の整備が課題となるが、医師、看護師等医療スタッフの積極的な確保等に向けた対応はどうか。

- 米側に照会したところ、軍人については定期的な検診を含め、基本的には施設・区域内や他の米軍施設・区域の医療機関を利用し、緊急時を除いては地元の医療機関を利用することは想定していないものと聞いています。
- また、民間企業の技術者については、米軍施設・区域の医療機関に加え、地元の医療機関で受診することもあり得ることですが、民間企業の技術者は、企業内健康診断が義務付けられるなど、健康面も考慮して配属されることから、地元の医療環境に多大な負担をかけることは想定されないと承知しています。

【4月9日質問、4月24日回答】

問4 米軍人・軍属の居住について

⑥ 米軍人・軍属の地域行事等への参加等地域や地域住民との積極的な交流が大切であるが、そのあり方はどうか。

- 防衛省としても、米軍関係者と地元住民との積極的な交流は相互理解のために重要であると認識しており、米軍関係者が「良き隣人」となり、地元の生活や環境に「良い影響」が生じるよう、地元との文化交流の促進等について米側に働きかけていくほか、防衛省としても、米軍関係者と地元住民がスポーツや文化を通じて交流する日米交流事業を開催すること等の取組みを行うべく検討していきたいと考えています。
- なお、車力では、祭りでの屋台出店、小学校運動会への特別参加、町内会と合同でのゴミ拾い活動、海水浴場の海岸清掃等への参加、子ども英会話教室の開催、老人施設への慰問活動など、市内における交流をはじめ、東日本大震災被災地支援活動や児童養護施設におけるボランティア訪問活動といった市外における交流など、多岐にわたる積極的な交流が行われていると承知しています。

【5月16日再質問、6月7日回答（詳細版）】

問4 米軍人・軍属の居住について

① 「配属される米軍関係者については、家族同伴で配属される可能性はほとんどないと聞いている」とのことだが、一方、車力通信所のあるつがる市内の例ではご家族は「42人」（居住者数154人、軍人2人、軍属110人、家族42人。平成23年3月現在）居住と聞いている（3月の視察時情報より）。車力通信所と同様の施設の設置で、おおむね同規模の配属陣容なのに、なぜ本地域の場合には“ご家族”は「可能性はほとんどない」のか。

- 車力通信所からは、現在では、平成23年当時と異なり車力の米軍関係者で、家族同伴で配属されている例はほとんどないと聞いております。
- 経ヶ岬の場合も、米軍人については、経ヶ岬の滞在の期間が約1年程度でかつ単身で配属される予定であるため、家族同伴で配属される可能性はほとんどないと聞いています。
- 民間人技術者については、配属される人員の詳細はまだ決定されていないため、現在のところ、お答えすることはできませんが、仮に家族同伴で配属される民間人技術者について米国から情報が得られましたら、地元の皆様にもお知らせします。

## 【5月16日再質問、6月7日回答（詳細版）】

### 問4 米軍人・軍属の居住について

② 治安等の確保のために、現地の連絡・相談窓口の設置、巡回パトロールをはじめ様々な取組みを予定いただいている。重要な課題の一つであり万々全な対応が大前提であるが、この間の説明会等を通じて顕在化してきている不安に、膨大な米軍基地が所在する沖縄県における報道等で伝えられる事件・事故等の状況とそれを当地に敷衍して推し量り生ずる不安がある。

これに係る実態等を検証するためにも、○沖縄県における米軍軍人・軍属等の居住規模と事故・事件等発生状況（地域全体の当該状況も含め）及びその推移、近時の県内の取組み状況とその関連等、○沖縄県以外での米軍専用施設の設置状況、当該設置地域における米軍軍人・軍属等の居住規模と事故・事件等発生状況（各地域全体の当該状況も含め）及びその推移、近時の各地域の取組み状況とその関連等、また、○日米地位協定を巡る規定・運用等の改正の推移、などの関連する状況について説明を求める。

- 全国には、13都道県に83の米軍施設・区域が存在し、そのうち、本土には、12都道県に51施設・区域、沖縄に32施設・区域が存在します。
- 各地域で治安等の確保のための取り組みとして、現地米軍による生活指導巡回（パトロール）の実施や地方防衛局、現地米軍、地元自治体及び地元警察等で構成される事件・事故防止のための連絡協議会の開催などがあると承知しています。
- 残念ながら、米軍人等による事件・事故等はなくなっていますが、本土及び沖縄における過去3年の米軍人等居住者数及び事件・事故等件数は次のとおりです。なお、事件・事故等件数の大部分は交通事故が占めています。

		平成23年度	平成22年度	平成21年度
沖縄	米軍人等居住者数	50,035人	51,094人	49,761人
	事件・事故等件数	152件	166件	157件
	うち交通事故件数	116件	127件	100件
本土	米軍人等居住者数	53,302人	53,458人	55,798人
	事件・事故等件数	409件	407件	407件
	うち交通事故件数	355件	350件	360件

※1 米軍人・軍属とその家族の居住者数

※2 地位協定第18条業務の関係において知り得た米軍による事件・事故等件数

- 交通事情や生活環境などの違いから単純に比較することは困難ですが、経ヶ岬の米軍人等居住者数は約160人程度であるとともに、治安等を確保するための様々な取り組みを行うこととしており、京丹後市において、米軍人等による事件・事故等ないよう誠心誠意つとめてまいります。

また、米軍人等による事件・事故等の発生状況と我が国全体の事件・事故等の発生状況を比較することは、比較するデータの範囲等が両者で一致していないことなどから困難であり、また、そのデータの如何に関わらず、事件・事故等を無くすことに全力で取り組むことに、いささかも変わりありませんが、御参考までにお示しすると、平成23年度における米軍人等居住者数10,000人当たりの交通事故（人身・物損）46件、同交通事故以外の事件・事故件数（刑法犯以外も含む）は9件であり、総務省及び警察庁の統計に基づき単純に計算すると、国内における一般的な交通事故発生件数（人身のみ）は、平成23年で人口10,000人当たりの発生数54件、刑法犯の認知件数は平成23年で人口10,000人当たりの発生数116件です。

- なお、日米地位協定については、これまで様々な運用の改善がなされてきています。最近では、刑事裁判手続について、平成23年11月に「日米地位協定における軍属に対する裁判権の行使に関する運用についての新たな枠組みの合意」（※1）、また、平成23年12月に「日米地位協定の刑事裁判権に関する規定における『公務』の範囲に関する日米合同委員会合意の改正」（※2）の日米合同委員会合意を作成しました。これにより、事件・事故等が発生した際の刑事裁判手続についての運用の改善が図られています。

※1 公務中の軍属による犯罪について、犯罪が、死亡、生命を脅かす傷害又は永続的な障害を引き起こした場合は、事案により米側による裁判又は日本側による裁判のいずれかにより適切に対応する。

※2 公の催事での飲酒の場合も含め、飲酒後の自動車運転による通勤は、いかなる場合であっても、公務として取り扱わない。

【4月9日質問、4月24日回答】

問5 レーダーの対撃安全性等について

① レーダーサイトへの不審者等の侵入を防ぐための常日頃の海上及び基地周辺の警備体制は万全なのか。なお、付近には猿の出没が多発しているが、侵入保全対策はどうか。

- 航空自衛隊経ヶ岬分屯基地の警備については自衛隊が実施することとなります。
- また、TPY-2 レーダーの配備に伴い新設される米軍施設・区域の警備については、米側が担当することになりますが、その詳細については、米側において検討中と承知しております。
- 他方で、経ヶ岬分屯基地と米軍施設・区域は隣接して所在していることから、分屯基地と米軍施設・区域の警備に万全を期すため、自衛隊と米軍が密接に連携し警備を行う体制を検討していくこととしています。
- 加えて、武装工作員等への対処に当たっては、警察機関との連携が重要であり、陸上自衛隊第3師団と京都府警との間で平成15年には共同図上訓練を行うとともに、平成23～25年には共同実動訓練を行ってきたところです。
- 今後とも、自衛隊が警察と連携しつつ対処できるよう、訓練を実施とともに、必要に応じて自衛隊、米軍、警察の3者による連携についても検討してまいりたいと考えています。
- なお、猿を含めた不審者・不審物の侵入等を防ぐために必要な境界柵については、現在、米側で検討中であり、何らかの結論が得られた場合には、速やかに地元の皆様にお知らせいたします。

【4月9日質問、4月24日回答】

問5 レーダーの対撃安全性等について

② 「攻撃の可能性が高まるものとは考えられない」ということだが、一方で、迎撃に重要な意味のある施設・整備でありそのこと自体からは攻撃を受けるリスクは否定できないと考えられるが、なぜ現在以上に“可能性が高まるものとは考えられない”のであるのか。また、関連して、「攻撃の抑止力が高まる」とのご説明だが、なぜか。できる限り詳しくご回答を願う。

さらに、決してあってはならないことだが万々一攻撃があった場合には、住民の安全に影響ないようどう万全に対処されるのか。

- 自衛隊では、他国からの攻撃を未然に防止するため、航空機や艦艇等による警戒監視活動を常に行っており、平素から領海・領空とその周辺海空域において、常時継続的な情報収集、警戒監視、偵察活動を行っています。
- 例えば、海上自衛隊では、哨戒機（P-3C）により、日本海を含め我が国周辺海域を航行する多数の船舶などの状況を監視しているほか、状況に応じて、護衛艦などを柔軟に運用して周辺における事態に即応できる態勢を維持しています。また、主要な海峡では、陸上自衛隊の沿岸監視隊や海自の警備所などが24時間態勢で警戒監視活動を行っています。さらに、航空自衛隊では、全国の28カ所あるレーダーサイトや航空機などにより、我が国とその周辺の上空を24時間態勢で警戒しています。領空侵犯のおそれのある航空機を発見した場合、待機中の戦闘機などが緊急発進し、監視・警告などを行っています。
- 万が一、我が国への攻撃の予兆等が確認されれば、その攻撃の態様に応じて、必要な措置をとることとしています。また、我が国に弾道ミサイルによる攻撃の予兆が確認された場合には、全国に11カ所ある弾道ミサイルを探知・追尾するレーダーや、米軍のTPY-2レーダーをはりめぐらせ、イージス艦や迎撃ミサイル部隊などを展開させるなど、我が国の防衛及び住民の方々の安全を確保するため、万全の態勢をとっています。
- このような自衛隊の体制は、経ヶ岬分屯基地も含めた我が国への攻撃を意図する国家や組織にとって、多大なコストとリスクを強いることになることから、攻撃を抑止する効果が十分に働いているものと考えています。

- さらに、米軍もTPY-2レーダーを含め、我が国への攻撃の予兆等が確認されれば、その攻撃の態様に応じて、しかるべき態勢をとることが想定されるところであり、このような事情も攻撃の大きな抑止力になり得るものと考えられます。
- また、TPY-2レーダーの配備は、弾道ミサイルからの攻撃に対する我が国の防衛能力の強化に寄与することから、弾道ミサイルによる我が国への攻撃の抑止力を高めるものです。
- なお、TPY-2レーダーは、弾道ミサイル防衛システムのレーダーの1つであり、当該1つのレーダーを無効化してもシステム全体の対応能力を減殺し、弾道ミサイル防衛に重大な支障が生じるような効果を得ることにはなりません。

【要望に対する回答（7月29日）】

1. 景観配慮として、国道178号線沿いに設置予定のフェンス前に、フェンスが隠れるような植栽をしていただきたい。

- T P Y - 2 レーダーの配置にあたっては、経ヶ岬周辺の観光資源や穴文殊への参拝客などに影響が出ないよう、景観等に最大限配慮するよう米側に申入れております。
- これに関し、具体的に、米側に外柵を緑色などに変更させるほか、例えば、レーダー関連機材を防音壁やテントで囲み、テント等の色彩を景観になじむ色にするなど、可能な限り、周辺の景観に溶け込むよう、工夫させることを考えています。
- 米側からは、セキュリティ上の観点から、目隠しや死角が生じないように求められているところですが、防衛省として、可能な限り景観と調和するよう、植栽の方法やあり方などを含め、地元の具体的な要望を踏まえ、最大限可能な対応をとっています。
- なお、フェンスの高さは、車力の例では約2メートル程度と承知しております。

【要望に対する回答（7月29日）】

2. 漁業従事者の不安解消のため、レーダー配備前後で、それぞれ、電波による影響がないということを検証するための測定調査を行っていただきたい。

調査は、レーダーの正面と伊根町の海面、間人の海面の三ヵ所で実施頂きたい。

レーダー配備前後を比較した上で、影響がないということを説明してほしい。

- 経ヶ岬においては、レーダーを日本海に面した海面から約20mの崖上に設置し、そこから電波を海上上空に向けて照射するため、崖下や海面上については電磁波に関する安全上の問題はありません。
- しかし、防衛省としては漁業従事者の不安解消のため、TPY-2レーダーを設置する前後に、米側と協力しながら、測定場所については、地元のご意見も十分踏まえつつ、レーダー配備地の前面海域において電界強度を実測する調査を行います。
- また万が一、測定の結果がTPY-2レーダーによる影響であるものと判明した場合、速やかに米側に対し改善するよう申し入れるとともに、また、安全性を確保するまでの間は、停波も含めた必要な措置を、責任を持って確實にとらせます。

(一)

(二)